

平成29年度 指定管理者導入施設評価表

施設名称	ぶどうの家		所管課(TEL)	福祉課 (248-9003)
所在地	須坂市大字日滝 327 番地		設置年月	平成8年4月
施設設置目的	就労することが困難な在宅の障がい者の特性に応じた作業訓練を行い、福祉の増進を図る。			
施設概要・設備	建物の構造：鉄骨平屋建て 敷地面積：1633.93㎡ 延床面積：322.70㎡ 施設の内容：事務室、相談室、作業室A、作業室B、食堂（兼集会室・娯楽室）、男子静養室、女子静養室、物置、洗濯・シャワー室			
指定管理者名（選定方式）	社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会（公募しない）			
指定期間	平成28年4月1日から33年3月31日			
指定管理者の主な業務	(1) 利用契約に関する業務 (2) 施設及び備品等の維持管理に関する業務 (3) 作業訓練等に関する業務 (4) 利用料の徴収に関する業務 (5) 障害者総合支援法に基づく施設運営に関する申請業務 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務			
施設の利用状況	利用区分等	利用目標	利用実績	対前年比(%)
	就労継続支援B型		延2,340人	116
	(特記事項)			
指定管理者の 予算及び決算	項目	予算額(円)	決算額(円)	
	指定管理料	4,000,000	4,000,000	
	利用料収入	0	0	
	支出額合計	25,629,000	24,183,473	
	(特記事項) 29年度自立支援給付費 17,528,440円			

2 市（担当課）による評価（評価は非常に良い◎、良い○、やや悪い△、悪い×の4段階です。）

協定書及び指定管理者の事業計画書の内容に基づいて、その水準が達成されているかを市が点検・評価したものです。評価の手段は、実績報告書（毎月）及び事業報告書（年度終了時）の点検並びに立入検査（随時）等によるものです。

項目	指 標	評価	評価に対する説明
管理状況	開館時間、休館日の運用	○	協定書に基づき実施。
	法令の遵守	○	関係法令を順守している。
	適正な人員配置	○	適正に配置されている。
	職員の労働環境確保	○	労働環境に配慮している。
	職員の研修・教育	○	研修、講習などに参加している。
	文書・帳簿の管理保存	○	適切に行われている。
	報告書等の提出	○	適切に行われている。
	口座管理・経理	○	適切に行われている。
	施設の使用許可・条件	-	
	備品の管理	○	適切に行われている。
	清掃業務	○	適切に行われている。
	環境への配慮	○	節電等留意している。
危機管理対策	緊急事態の対応	◎	年2回訓練を行い適切に行われている。
	安全への配慮	◎	利用者の状態を把握し配慮している。
	個人情報の保護	◎	個人情報の保護に常に心がけている。
	施設設備の保守管理	○	適切に管理している。
	重要事項の報告・連絡・届出	○	適切に行われている。
	保険の加入	◎	指定管理者で保険に加入している。
	管理物件に対する損害賠償等	◎	指定管理者で保険に加入している。
運営状況	施設利用状況	○	利用者が定期通所できるよう支援している。
	自主事業実施状況	◎	適切に行われている。
	地域との連携	◎	ふれあい祭り等を開催し、良好な関係づくりに努めている。
	その他取組み	-	
	管理に係る収支状況	○	適切に行われている。
	自主事業に係る収支状況	○	物資の斡旋や自主製品の販売、催事への出店等、工夫して収入増に努めている。
	サービス向上への取組み	◎	アセスメントと個別支援計画を作成し、向上に取り組んでいる。
	PR等広報活動	○	事業所説明会に参加している。
	苦情・要望への対応	○	適切に行われている。

3 利用者による評価

指定管理者が行なった利用者アンケートの結果及び、担当課に寄せられた利用者からの意見・要望等によるものです。

	実施時期	平成 30 年 3 月 20 日（火）
	調査対象	利用者
	調査方法	意見交換会（出席者全員で 1 年の振り返り）
利用者アンケートの結果	調査結果	<p>1 作業と工賃 ぶどうの家の作業は、所内で行う企業の受託作業、須坂市等から委託されて実施する清掃業務のほか、自主製品の販売もある。利用者それぞれの適正もあるが、工賃アップを考える利用者とそうでない利用者がある。</p> <p>2 RCT・土曜開所 一人で遠くまでいけない利用者など、リフレッシュの機会を求める声は多い。軽スポーツなども含めて機会を提供していきたい。</p>
利用者からの意見・要望・苦情等	就労継続支援事業所としてだけでなく、居場所として必要とする利用者は多い。精神的な好不調の波や加齢による体力の衰えなどから、外の掃除の負担（掃除の回数、1 回あたりの時間数など）が大きいとの声もある。	

4 指定管理者による自己評価

指定管理者自身による自己評価です。

平成 29 年度の自己評価	<p>毎月の工賃支給日（25 日）には、反省点だけでなく、作業をする中でよくできなたと感じる点についても意見を出してもらうなど、利用者それぞれの適正にあった作業に従事できるよう配慮した。</p> <p>今後は、効率のいい新規事業の発掘を急ぐだけでなく、利用者の減少傾向、高齢化の中で、現在の施設外就労（清掃作業）の在り方の検討も課題である。</p>
---------------	--

5 市（所管課）による総合評価

利用者の減少に伴い訓練等給付費が減少しているが、利用者に対し、まず家からぶどうの家に出てこられるよう、面接や相談を通じて支援している。

利用者からの声は現状維持を望む声は多いが、30 年 4 月の報酬改定の影響もあり、工賃増に向けた作業の見直しや定期通所のための就労意欲向上、体調面のケア等にも重点を置き、利用者一人一人への丁寧な支援を心がけている。